

# 赤い羽根共同募金にみなさまの善意をお願いします。

(10月1日～12月31日)

## 赤い羽根募金

戸別募金・法人募金  
学校募金・職域募金  
無人箱募金

目標額 2,523,000円

歳末たすけあい募金

目標額 550,000円



## 横越村社会福祉協議会 平成8年4月からの事業と して利用予定額 1,400,000円

### 老人福祉 活動費に



93,000円

### 障害児・者 福祉活動費に



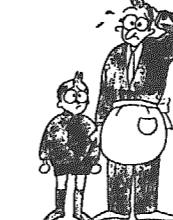
175,000円

### 児童・青少年 福祉活動費に



255,000円

### 母子・父子 福祉活動費に



75,000円

総合福祉的な活動費に



802,000円

ひとりひとりの優しさは、社会の資産です

税金  
シリーズ

## マイホームを 取得したときの税について



②床面積が五〇坪以上二四〇坪  
以下であること（増改築等の  
場合は五〇坪以上であること）

③その年の合計所得金額が二一〇  
〇〇万円以下であること

④居住用財産の譲渡所得につい  
て三〇〇〇万円の特別控除や、  
減措置の適用を受けていない  
若しくは受けないこと

⑤民間の金融機関や住宅金融公  
庫などの住宅ローンを利用し  
ていること

⑥住宅ローン等の返済期間が十  
年以上で、かつ分割返済する  
こと

⑦中古住宅の場合は、取得の日  
以前十五年以内（耐火建築物  
である場合二十一年以内）に建  
築され、その後使用されたこ  
とがあること

⑧増改築等（マンションリリフォー  
ムを含む）の場合は、その工  
事について一定の証明がされ  
たもので、工事費用が一〇〇  
万円を超えるものであること

額×一%	=	住宅ローン等の年末残高 二〇〇〇万円超三〇〇〇万円 以下の部分の金額×〇・五%
(当初の二年に限る) 住宅ローン等の年末残高 一〇〇〇万円以下の部分の金 額×	+	一〇〇〇万円以下の部分の金 額×〇・五%
住宅取得等特別控除額 (百円未満切り捨て)	=	

## 税の相談は税務相談室へ

住宅ローン等を利用してもマイ  
ホームを取得したり増改築等を  
したときは、最高二五万円（居  
住した年及びその翌年は最高三  
〇万円）六年間にわたり所得税  
額から控除されます。

また、マイホームの取得資金  
を父兄等からもらつてもその額  
が三〇〇〇万円以下の場合には贈  
与税はかかりません。  
一方、マイホームを取得等し  
たときには、登録免許税や不動  
産取得税がかかります。

①新築・購入又は増改築等をし  
た日から六か月以内に居住し、  
引き続き居住していること

## ▲所得税の軽減▼

一、控除を受けるための主な要件

住宅ローン等の年末残高  
二〇〇〇万円以下の部分の金

## ▲贈与税の軽減▼

父兄又は祖父母から一定の要  
件に当たはまる住宅取得資金の  
贈与を受けた場合、一〇〇〇万  
円までの部分については、贈与  
を受けた財産の価額を五分の一  
として税額を計算し、その税額  
を五倍して納税額を計算する特

# ありがとうございました

国勢調査にご協力ありがとうございました。調査の結果は、各種の行政を行いうめの基礎資料として利用されます。

## 国勢調査

平成7年10月1日(日)

総務庁統計局 新潟県・横越村

税金のことで疑問やお分かり  
にくいことはありませんか。こ  
んなとき気軽に相談できる税務  
相談室のご利用をお勧めしま  
す。税務相談室は、国税局のほか、  
県税務相談室・財務事務所にお尋  
ねください。



▲税務相談室の電話番号▼

(025) 224-3710

管内19税務署内に分室が設けら  
れており、税務相談官が税金に  
関する相談や苦情に親切・丁寧  
に応じています。

相談は、電話でも面接でも結  
構です。お気軽にご相談ください。

なお、二年目以降の控除関係  
書類は、一括送付しますので紛  
失することのないように保管願  
います。